

写

平成15年12月3日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

中央社会保険医療協議会

会長 星野 進保

答 申 書

平成15年12月3日付け厚生労働省発保第1203001号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり改正することを了承する。



厚生労働省発保第1203001号
平成15年12月3日

中央社会保険医療協議会
会長 星野 進保 殿

厚生労働大臣
坂 口 力

諮 問 書

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項の規定に基づき、健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年厚生省告示第236号）を別紙1のとおり改正することについて、また、老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第2項の規定に基づき、老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第251号）を別紙2のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙 1

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（改正案）

現 行	改 正 案
一～十二 （略）	<p>一～十二 （略）</p> <p><u>十三 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に収載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であって、薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）</u></p>

別紙 2

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（改正案）

現 行	改 正 案
一～十一 （略）	一～十一 （略） 十二 <u>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に収載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であつて、薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）</u>